

## 建築基準法第 22 条区域について

### ■ 法第 22 条区域とは。。。

明石市での法第 22 条区域は、市街化調整区域、防火及び準防火地域を除く全域です。

昭和 61 年明石市告示第 98 号により指定。

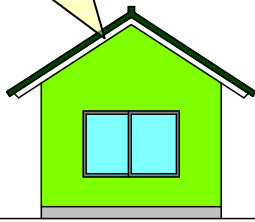
### ■ 法第 22 条区域内の建築物に対する制限は。。。

詳細については法第 22 条から第 24 条を参照してください。

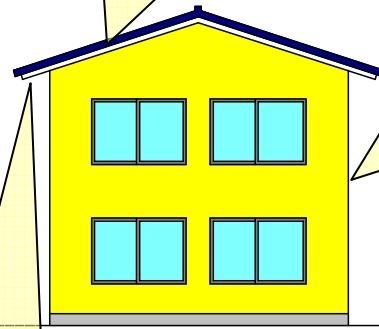
木造建築物以外

木造建築物

【屋根の構造】  
瓦、金属板等の不燃材料  
で造ったものにする。



【屋根の構造】  
瓦、金属板等の不燃材料  
で造ったものにする。



【外壁の構造】  
延焼ライン内の  
み、防火サイデ  
ィングその他準  
防火性能の構造  
とする。  
ただし、特殊建  
築物は防火構造  
とする。

【軒裏の構造】  
特殊建築物かつ延焼ラ  
イン内のみ防火構造と  
する。

※防火構造は法第 2 条第 8  
号、施行令第 108 条及び  
告示 H12-1359 号参照。

延焼ライン内とは「延焼のおそれのある部分」をいい、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の 2 以上の建築物相互の外壁間の中心線から 1 階にあっては 3 m 以下、2 階にあっては 5 m 以下の距離にある建築物の部分をいう。

(施行令第 2 条第 6 号参照)